平成２２年（フ）第３６８１号
愛知県知多郡武豊町字土穴58番地15
債務者　黒柳　　登
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９３３号
名古屋市西区城西１丁目７番７号、住民票上の住所名古屋市西区浄心本通３丁目36番地
荘苑浄心本通401号
債務者　サロンドセレナこと　松永小夜子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１号
三重県津市河芸町中別保2358―１　パストラル301、住民票上の住所三重県鈴鹿市徳田町91番地の６
債務者　上田　智史
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６号
三重県鈴鹿市稲生塩屋２丁目22番25号
債務者　前川　和江
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７号
三重県津市神戸1893番地14―21
債務者　神谷　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１号
三重県津市芸濃町椋本639番地１、前住所三重県津市一身田大古曽55番地１
債務者　磯邉　健次
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６号
三重県津市高茶屋小森町1921番地　高茶屋豊城１C、前住所三重県津市高茶屋小森町1573番地10
債務者　佐藤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７号
三重県津市高茶屋小森町1921番地　高茶屋豊城１C、前住所三重県津市高茶屋小森町1573番地10
債務者　西垣　大輔
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営桜島団地Ｐ４―204号
債務者　勝田　三昭
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１号
三重県津市河芸町千里ヶ丘10番地15
債務者　大形　智徳
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３号
三重県津市白山町八対野724番地１
債務者　近藤美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９号
三重県松阪市嬉野須賀領町72番地１
債務者　駒田　皐月
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０号
三重県津市戸木町5639番地８
債務者　伊藤　忠義
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１号
三重県津市稲葉町2386番地58、前住所愛知県豊橋市羽根井本町119番地
債務者　三宅　美貴
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２号
三重県鈴鹿市長太新町３丁目10番15号
債務者　山野　史雄
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８号
三重県津市白塚町1182番地20
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８３号
三重県津市住吉町１番25号　レオパレスＴＡＭ107、前住所三重県津市中河原623番地
債務者　奥山　泰和
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
津地方裁判所破産係